

平成30年11月9日

株主各位

日本山村硝子株式会社
代表取締役 社長執行役員 山村 幸治

中間配当金支払いに関する取締役会決議のお知らせ

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本日開催の当社取締役会において決議いたしました第90期(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)の中間配当金のお支払いにつき、下記のとおり決議されましたので、お知らせいたします。

敬具

記

当社定款第41条の規定に基づき、平成30年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、次のとおり中間配当金を支払う。

- | | |
|-------------------|---------------|
| 1. 中間配当金 | 1株につき 金2円50銭 |
| 2. 効力発生日ならびに支払開始日 | 平成30年12月3日(月) |

以上

中間配当金のお支払いについて

中間配当金のお支払いに関する書類は、第2四半期決算ご報告とともに、来る11月30日(金)にお届出ご住所あてにお送り申しあげる予定でございます。

なお、平成30年10月1日を効力発生日として実施した株式併合により、1株に満たない端数の株式が発生した株主様につきましては、その処分代金を中間配当金に合算してお支払いいたします。

敬具